

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 0 2)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元 1 0 月 1 日作成

処 分 名	北洋さけ・ます漁船乗組員生活資金利子補給金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町北洋さけ・ます漁船乗組員生活資金利子補給条例(平成 2 年厚岸町条例第19号)	
根 拠 条 項	第 7 条	
根 拠 条 文	町長は、前条により融資機関から利子補給の請求があった場合において、その請求が適当であると認めるときは、当該請求書の提出があった日の属する月の翌月中に、これを交付するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	融資機関からの、厚岸町北洋さけ・ます漁船乗組員生活資金利子補給条例第 3 条及び第 4 条の規定により計算した、半期毎の利子に関する計算書を添えた利子補給金の請求により交付する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 0 日 ()
	経 由 機 関	4 日 (機関名：総合政策課、出納室)
	協 議 機 関	4 日 (機関名：総合政策課、出納室)
	処 分 機 関	2 日 (機関名：観光商工課商工雇用係)
所 管 部 署	観光商工課商工雇用係	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号304)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和5年11月10日作成

処 分 名	中小企業融資の申込み	
根 拠 法 令 名	厚岸町中小企業融資規則(昭和48年厚岸町規則第13号)	
根 拠 条 項	第11条	
根 拠 条 文	この融資の申込みは、町又は厚岸町商工会(以下「商工会」という。)に所定の借入申込書及び必要書類を提出し、町又は商工会より保証協会又は金融機関に申込みものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>貸付金の貸付を受ける者は次の条件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)による中小企業者及び中小企業等協同組合法(昭和28年法律第181号)による協同組合</p> <p>(2) 町内に独立した事業所又は店舗を有して同一事業を引き続き1年以上営むもので、その事業が北海道信用保証協会の保証対象業種であるもの</p> <p>(3) 次に掲げるものを完納していること。ただし、現に滞納がある場合であつてもその納入について町長が確実と認められるときは、この限りでない。</p> <p>ア 町税</p> <p>イ 国民健康保険税</p> <p>ウ 後期高齢者医療保険料</p> <p>エ 介護保険料</p> <p>オ ごみ処理手数料</p> <p>カ 町営住宅使用料</p> <p>キ 水道料及び下水道使用料</p> <p>ク 公共下水道事業受益者負担金</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日 ()
	経 由 機 関	6日 (機関名：税務課、環境林務課、建設課、水道課)
	協 議 機 関	6日 (機関名：税務課、環境林務課、建設課、水道課)
	処 分 機 関	2日 (機関名：観光商工課商工雇用係)
所 管 部 署	観光商工課商工雇用係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 305)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年 1 2 月 3 日作成

処 分 名	中小企業融資保証料補助金及び利子補給金の交付	
根 拠 法 令 名	厚岸町中小企業融資規則(昭和48年厚岸町規則第13号)	
根 拠 条 項	第12条第3項	
根 拠 条 文	町長は、前項の申請書を受理し、内容を審査の上、相当と認めた場合は、次の各号により申請者に交付するものとする。 (1) 保証料 全額を1箇月以内に交付する。 (2) 利子 次条の確認書を受理し、相当と認めた場合、借入初年度の4月から8月までに申請のあった分を9月末日に、9月から2月までに申請のあった分を3月末日に交付し、次年度以降償還終了までの年度は、3月から8月までの償還分を9月末日に、9月から2月までの償還分を3月末日に交付する。	
審 査 基 準 の 内 容	第2条の契約をした融資機関は、利子補給金について、毎年3月1日から8月末日まで及び9月1日から翌年2月末日までの各期間毎に償還状況を確認し、その期の末日の属する月の翌月10日までに厚岸町中小企業融資利子補給金交付確認書により町長に報告しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 ()
	経 由 機 関	14日 (機関名：総合政策課、出納室)
	協 議 機 関	12日 (機関名：総合政策課、総務課)
	処 分 機 関	4日 (機関名：観光商工課商工雇用係)
所 管 部 署	観光商工課商工雇用係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 306)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	職業訓練センター利用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町職業訓練センター条例(平成18年厚岸町条例第 5 号)	
根 拠 条 項	第 6 条 第 1 項	
根 拠 条 文	訓練センターを利用しようとするものは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、第3条第1号の規定に基づく利用については、この限りでない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練センターの利用を許可せず、又は利用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき</p> <p>(2) 訓練センターの施設等をき損するおそれがあると認められるとき</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	2 日 (機関名：厚岸町職業訓練センター)
所 管 部 署	観光商工課商工雇用係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 307)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	職業訓練センターの特別の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町職業訓練センター条例(平成18年厚岸町条例第 5 号)	
根 拠 条 項	第10条	
根 拠 条 文	利用者は、特別の設備をし、又は施設等に変更を加えて利用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練センターの利用を許可せず、又は利用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき</p> <p>(2) 訓練センターの施設等をき損するおそれがあると認められるとき</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	2 日 (機関名：厚岸町職業訓練センター)
所 管 部 署	観光商工課商工雇用係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 309)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和元年 10 月 18 日作成

処 分 名	水産商工業団体等振興補助金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町水産商工業団体等振興補助金交付規則(平成元年厚岸町規則第 8 号)	
根 拠 条 項	第 6 条第 1 項	
根 拠 条 文	町長は、第4条の補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、申請の内容を調査し補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	補助金は、町長が適当と認める団体(以下「事業者」という。)が行う事業又は事務とし、次の各号に掲げるいずれかの事項で前条の趣旨に適合し補助により特に顕著な成果を挙げ得ると認められるものに対し交付する。 (1) 水産業の振興に関するもの (2) 商工業の振興に関するもの (3) 観光の振興に関するもの (4) 技能育成及び開発に関するもの (5) 勤労者福祉向上に関するもの (6) 消費生活向上に関するもの (7) その他町長が町の振興上特に必要と認めるもの	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10 日 ()
	経 由 機 関	3 日 (機関名：総合政策課、総務課)
	協 議 機 関	3 日 (機関名：総合政策課、総務課)
	処 分 機 関	4 日 (機関名：観光商工課商工雇用係)
所 管 部 署	観光商工課商工雇用係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 1 0)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 6 年 1 2 月 3 日作成

処 分 名	小規模商工業者設備近代化資金利子補給金及び保証料補助金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助条例(平成14年厚岸町条例第11号)	
根 拠 条 項	第12条	
根 拠 条 文	町長は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該小規模商工業者に利子補給金及び保証料補助金を交付する。	
審 査 基 準 の 内 容	第 2 条 の 契 約 を し た 融 資 機 関 は、 利 子 補 給 金 の 交 付 に つ い て、 毎 年 3 月 1 日 から 8 月 末 日 ま で 及 び 9 月 1 日 から 翌 年 2 月 末 日 ま で の 各 期 間 毎 に 償 還 状 況 を 確 認 し、 そ の 期 の 属 す る 月 の 翌 月 10 日 ま で に 厚 岸 町 小 規 模 商 工 業 者 設 備 近 代 化 資 金 利 子 補 給 金 交 付 確 認 書 に よ り 町 長 に 報 告 し な け れ ば な ら ない。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 0 日 ()
	経 由 機 関	3 日 (機関名：総合政策課、総務課)
	協 議 機 関	3 日 (機関名：総合政策課、総務課)
	処 分 機 関	4 日 (機関名：観光商工課商工雇用係)
所 管 部 署	観光商工課商工雇用係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号316）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和4年10月17日作成

処 分 名	課税免除を受けることができる対象要件の確認	
根 拠 法 令 名	厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則（令和3年12月17日規則第60号）	
根 拠 条 項	第3条	
根 拠 条 文	別紙のとおり	
審 査 基 準 の 内 容	別紙のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	14日（ ）
	経 由 機 関	4日（機関名：税務課）
	協 議 機 関	4日（機関名：税務課）
	処 分 機 関	6日（機関名：観光商工課商工雇用係）
所 管 部 署	観光商工課商工雇用係	
備 考		

(別紙)

根拠条文

条例第2条

町長は、固定資産税の課税免除を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、課税免除をする。

(1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税法の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第1号イで定める期間内に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第2項第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第2項第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。))が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税

ア 製造業又は旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

イ 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

(2) 促進区域内において、同意基本計画の同意(地域未来投資促進法第4条第6項の同意に限る。)の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内に、承認地域経済牽引事業計画に従つて対象施設を設置した者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第3条第2号の事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税

(課税免除対象要件の確認申請等)

第3条 条例第2条の規定による課税免除を受けようとする者は、あらかじめ固定資産税課税免除対象要件確認申請書(別記様式第1号)に係る書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、条例第2条に規定する要件に該当するかどうかを審査し、適当であると認めるときは、固定資産税課税免除対象要件確認通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 1 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	味覚ターミナル利用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例 (平成18年厚岸町条例第 4 号)	
根 拠 条 項	第 8 条 第 1 項	
根 拠 条 文	味覚ターミナルの施設等を利用しようとするものは、利用しようとする施設等が規則で定める施設等であるときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	次に掲げるもののいずれかに該当しない場合に許可する。 1 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 2 味覚ターミナルの施設等をき損するおそれがあると認められるとき。 3 管理運営上支障があると認められるとき。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 日 (休館日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名： 指定管理者 / (株)厚岸味覚ターミナル)
所 管 部 署	観光商工課観光係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 1 2)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	味覚ターミナル利用料金の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例 (平成18年厚岸町条例第 4 号)	
根 拠 条 項	第13条	
根 拠 条 文	指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例施行規則第 5 条の規定により、同条第 2 項の「利用料金免除申請書」の免除申請があった場合で、次に掲げるいずれかに該当する場合に免除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 厚岸町と共催して条例第 3 条の事業に利用するとき。 2 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に利用するとき。 3 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が利用するとき。 4 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が利用するとき。 5 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。 6 その他指定管理者が必要と認めるとき。 	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 日 (休館日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名： 指定管理者 / (株)厚岸味覚ターミナル)
所 管 部 署	観光商工課観光係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号313）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和3年10月1日作成

処 分 名	味覚ターミナルの特別の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（平成18年厚岸町条例第4号）	
根 拠 条 項	第15条	
根 拠 条 文	利用者は、特別の設備をし、又は施設等に変更を加えて利用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	特別の設備等の許可をする場合は、次のような場合とする。 1 特別の設備の場合 施設をき損するおそれがない設備であること。 2 施設に変更を加える場合 復旧が容易にできること。 3 器具の持ち込み使用の場合 (1) 使用に際し危険がない器具であること。 (2) 施設をき損するおそれがない器具であること。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1日（休館日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	1日（機関名：指定管理者／(株)厚岸味覚ターミナル ）
所 管 部 署	観光商工課観光係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 1 4)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	味覚ターミナル利用料金の設定承認	
根 拠 法 令 名	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例 (平成18年厚岸町条例第 4 号)	
根 拠 条 項	第12条第 6 項	
根 拠 条 文	販売代金等の額は、指定管理者が町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。	
審 査 基 準 の 内 容	審査基準なし (理由) あらかじめ具体的な審査基準を定めることが困難であり、規則第 10 条に基づく申請を受け、具体的な判断が必要なため	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名： 観光商工課観光係)
所 管 部 署	観光商工課観光係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 3 1 5)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

令和 3 年 1 0 月 1 日作成

処 分 名	味覚ターミナル利用料金の還付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例施行規則 (平成18年厚岸町規則第16号)	
根 拠 条 項	第 8 条 第 2 項	
根 拠 条 文	利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書 (別記様式第 4 号) を指定管理者に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例施行規則第 8 条の規定により、同条第 2 項の「利用料金還付申請書」の還付申請があった場合で、次に掲げるいずれかに該当する場合に還付する。</p> <p>1 利用日の 3 日前までに、利用中止、変更の届出又は利用許可の取り消しがあった場合</p> <p>2 天災その他利用者の責めに帰さない理由により、施設の利用ができなくなった場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 日 (休館日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	1 日 (機関名： 指定管理者 / (株)厚岸味覚ターミナル)
所 管 部 署	観光商工課観光係	
備 考		